

防第497号
平成28年12月5日

一般社団法人 日本旅行業協会 様

岐阜県 危機管理部長

岐阜県山岳遭難防止条例における罰則（過料）規定の施行について

平素より、本県行政に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例」を制定し、平成26年12月から遭難の多い北アルプスにおいて登山届の提出義務化を開始し、翌27年4月からは活火山である御嶽山及び焼岳を、さらに本年12月からは同じく活火山である白山を、それぞれ義務化の対象として追加してきております。

この間、北アルプスにおける登山届の提出状況は、本条例の制定前（平成25年）に比べて約4割増加しております。

そして、本年12月1日からは、一層の提出率向上を図り、本条例の目的*達成を目指すため、北アルプス、御嶽山及び焼岳において、登山届を未提出、若しくは虚偽の届出の場合には、罰則（5万円以下の過料）規定を施行することとしております。

つきましては、本条例についてのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※条例の目的

登山届を提出させることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図る

岐阜県 危機管理部 防災課

山岳遭難・火山対策室

（室長）

（山岳遭難対策係長）

杉下 尚

桂川 義彦

電話 058-272-1131